

運転記録証明書取得助成金交付要綱

平成 25 年 5 月 30 日制定
(省略)

平成 28 年 4 月 27 日一部改正
平成 30 年 4 月 25 日一部改正
令和元年 9 月 18 日一部改正
公益社団法人 沖縄県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）に所属し、雇用される乗務員としての自覚を促し、事業者内における運転者の適切な配置、運転者教育等安全運行管理の一端として活用し、交通事故や交通違反を減少させ、企業の安定経営に寄与することを目的とする。

(運転記録証明書の種類及び助成金額)

第 2 条 自動車安全運転センターが発行する次の証明書を対象とし、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「沖ト協」という。）に所属する運送事業者（以下「会員事業者」という。）と所属しない運送事業者（以下「非会員事業者」という。）を区分し、運転記録証明書の助成金額は次の通りとする。

運転記録証明書・・・会員事業者 670円 非会員事業者 134円

(助成対象)

第 3 条 運送事業者において選任されている運転者を対象とし、前条の証明書を取得した場合、運転者 1 人につき第 6 条の実施期間内 1 回を限度とする。

2 助成制限人数は、会員事業者の登録台数（自走車）の 1.2 倍の運転者数までとし、非会員事業者は、登録台数（自走車）の 0.24 倍の運転者数までとする。また、それぞれ端数が出た場合は切り上げて良いものとする。

(予算額)

第 4 条 当該年度における運転記録取得助成予算の範囲内とする。

(取得から助成方法)

第 5 条 運送事業者は第 2 条に掲げる運転記録証明書を取得した場合、第 6 条の期日内に、様式 1 「運転記録証明書取得助成金実績報告書(兼)請求書」（以下「請求書」という。）、取得したことが確認できる書類（領収証等）の写しを沖ト協に提出しなければならない。

(実施期間)

第 6 条 当該年度 4 月 1 日より 1 月末日までとする。ただし、1 月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

(助成金交付)

第 7 条 沖ト協は第 5 条の請求書の提出があったときは、速やかにその報告書を審査し、条件に適合すると認めるときは、運送事業者に対して助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、沖ト協が別に定める。

附則 本要綱は平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附則 本要綱は平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

附則 本要綱は平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

附則 本要綱は令和元年 10 月 1 日より適用する。